

脱炭素通信

Vol.3

COP26閉幕～脱炭素化加速へ～

※脱炭素とは、CO2(二酸化炭素)などの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることをいい、「カーボンゼロ」や「カーボンニュートラル」ということもあります。

気温上昇1.5度以内の目標は参加国で一致。目標達成に向け、求められる技術革新

目標達成に向けて模索を続ける世界

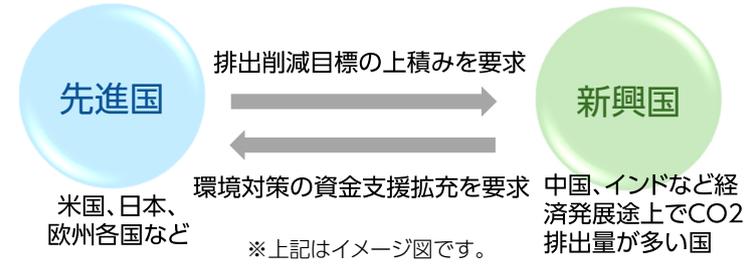
- 2021年11月13日、COP26(第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議)は、「グラスゴー気候合意」を採択して閉幕しました。2015年の「パリ協定」が掲げる「産業革命前からの気温上昇を1.5度以内に抑える」ことについて、努力を追求するとの合意に達し、世界の目標は一致しています。
- 「グラスゴー気候合意」は、1.5度目標の重要性を強調し、2030年までに世界の温室効果ガス排出量を2010年比で45%削減し、2050年頃には実質ゼロにしなければならないと明記され、世界が高い削減目標達成に向けて足並みを揃えました。
- COP26では、長らく暗礁に乗り上げていた国や企業の国際的な温室効果ガス排出枠取引のルール策定で各国が合意に達し、先進国が化石燃料の使用が多い新興国において再生可能エネルギーや省エネ設備を導入した際の排出削減分を双方で分け合えるなど、先進国から新興国への支援を加速させる枠組みも構築されました。

脱炭素企業にとってさらなる成長機会に

- 世界での取り組みは加速しているものの、事務局がCOP26で発表した集計では、各国の現行の排出削減目標では、温室効果ガス排出量は、2030年に2010年比約14%増になるとの試算が報告されており、より一層の取り組みが求められます。
- 投融資先を含めた温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す銀行・資産運用会社等の金融機関の有志連合「GFANZ」は、今後30年間で脱炭素に100兆米ドル(約1.1京円)を投じる方針を発表しました。金融の側面から脱炭素実現への貢献が見込まれます。
- 各国が目標設定や規制緩和等を通じて取り組みを強化していく必要があるとともに、企業レベルでの技術革新が目標達成には不可欠と考えられます。より多くの電気を貯めておくことができる蓄電池、電気を無駄なく遠くに届ける送電網、再生可能エネルギーの中でも比較的安定性の高い洋上風力発電、CO2回収技術など、関連企業にとっては商機の拡大が期待されます。

COP26の合意文書のポイント

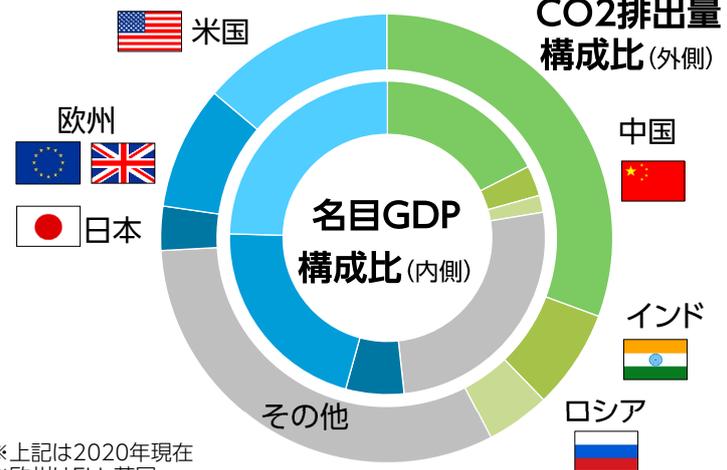
- 1 気温上昇を1.5度に抑える努力を追求**
2022年末までに2030年の排出削減目標を各国で再検討
- 2 石炭火力発電の段階的な削減**
排出削減対策を講じていない石炭火力の段階的削減へ努力
- 3 新興国への資金支援の拡充**
先進国による年1,000億米ドル目標の速やかな達成を求め、大幅な増額の必要性にも言及
- 4 国際排出枠の取引ルールを制定**
先進国が途上国で取り組んだ温室効果ガスの排出削減分を双方で分ける仕組みを制定



(出所) 各種資料を基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

国・地域別CO2排出量と経済規模の関係

中国・インド・ロシアのCO2排出量はGDP(国内総生産)に比べて大きい



※上記は2020年現在
※欧州はEU、英国
(出所) BP[Statistical Review of World Energy 2021]、IMF[世界経済見通し 2021年10月]のデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成



【 ご留意事項 】

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが投資判断の参考となる情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他の一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。